

賀茂通信 (かちめーる)

第37号 平成26年12月1日 発行

静岡県賀茂健康福祉センター
賀茂保健所
賀茂児童相談所
賀茂身体障害者更生相談所
賀茂知的障害者更生相談所

特定不妊治療費助成制度が変わります。

平成28年度から、助成の対象範囲、助成回数が変わります。

	対象年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間
現行制度	限度なし	年間2回 (初年度3回)	通算10回	通算5年
新制度	43歳未満	限度なし	初回40歳未満 通算6回 初回43歳未満 通算3回	限度なし

- 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。
- 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、通算3回までとなります。
- 平成28年3月31日までは、40歳以上の方も従来どおり助成が受けられます。
※年齢はいずれも、治療開始時における年齢で判断します。

特定不妊治療費助成制度とは

対象者

体外受精・顕微受精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された法律上婚姻をしている夫婦

助成 限度額

1回15万円
(凍結胚移植及び採卵したが卵が得られない等のため中止した場合は、1回7.5万円)

所得 制限

730万円(夫婦合算の所得額)



生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」
©静岡県

詳細は、下記連絡先まで
お問い合わせください!

平成26年度より一部適用されています。

- 平成26年度以降初めて申請される方のうち、初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、通算助成回数は6回までとなります。

問い合わせ先

賀茂健康福祉センター福祉課
0558-24-2055